（課税の特例）

**第二十一条の二十八**　認定事業適応計画に従って実施される成長発展事業適応（経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定事業適応事業者について欠損金を生じたときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずるものとする。

２　認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定事業適応事業者が、当該情報技術事業適応の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェア並びに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェアについては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十二条第一項中「次項第七号」を「次項第三号」に、「限る」を「限る。以下この条において同じ」に改め、同条第二項第一号中「（第三号に掲げる事項を除く。）」を削り、同項第二号中「第四号に掲げる事項を除く。）」を削り、同項第三号から第六号までを削り、同項第七号中「のうち」の下に「、合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄又は」を加え、「を行い、又は特別事業再編のための措置」、「株式会社日本政策金融公庫（以下「」及び「」という。）」を削り、「第三十九条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第三十七条第一項第一号及び第二号」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第八号を同項第四号とする。

第二十三条第五項第一号中「当該事業再編計画が」を削り、同項第四号中「第二十五条第五項第四号及び第四十八条第一号」を「第四十六条第一号」に改め、同項第五号中「当該事業再編計画が」を削る。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条第一項中「第二十四条第一項」を「前条第一項」に改め、「又は特別事業再編計画について第二十五条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合」及び「又は当該特別事業再編計画に従って行おうとする特別事業再編のための措置」を削り、同条第三項中「又は特別事業再編計画」及び「又は第二十五条第一項の認定」を削り、同条を第二十五条とする。

第二十八条第一項中「又は認定特別事業再編事業者（以下この節において「認定事業者」という。）」を削り、「当該認定事業者」を「当該認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「他の認定事業者」を「他の認定事業再編事業者」に、「第二十八条第一項」を「第二十四条第二項」に、「（同法第二十八条第一項」を「係る同法第三十条第一項に規定する認定事業者」を「係る同法第二十四条第一項に規定する認定事業再編事業者」に改め、同条第二項中「認定事業者の特定関係事業者で」を「認定事業再編事業者の特定関係事業者で」に、「、認定計画」を「、認定事業再編計画」に改め、同項第一号中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第三項中「第三十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条第四項の表第八十条の項中「又は第二十五条第一項」及び「又は第二十六条第一項」を削り、同表第八十一条第六号の項及び第八十六条第六号の項中「第三十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条第五項中「認定事業者が認定計画」を「認定事業再編事業者」に、「又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者」を「又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者」に改め、同項の表第百五十一条第二項の項中「第二十八条第一項」を「第二十四条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「（同法第三十条第一項」を「（同法第二十八条第一項」に、「係る同法第三十条第一項」を「係る同法第二十四条第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第百七十九条第一項の項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十一条第一項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十四条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条第一項中「認定事業者である株式会社が認定計画」を「認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画」に、「当該認定計画」を「当該認定事業再編計画」に、「として当該認定事業者」を「として当該認定事業再編事業者」に、「当該認定事業者に係る」を「当該認定事業再編事業者に係る」に改め、同項の表第百九十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第三十条第一項」を「第二十四条第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「同法第二十八条第一項」を「同条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同表第二百一条第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第三十二条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条第二項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条第三項の表第二百三十四条第一項の項中「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十六条第二項第一号の項及び第七百九十六条第二項第二号の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十六条第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同表第七百九十七条第一項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 第七百九十七条第一項 | |
| 吸収合併等 | 特定株式発行等 |
| 存続株式会社等 | 当該認定事業再編事業者である株式会社 |
| 除く。） | 除く。）又は当該認定事業再編事業者が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（金融商品取引所をいい、これに類するものとして外国の法令に基づき設立されたものを含む。第三項において同じ。）に上場されている株式会社である場合を発行している株式会社 |

第三十二条第三項の表第七百九十七条第二項第一号イの項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十七条第三項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 第七百九十七条第三項 | |
| 存続株式会社等 | 当該認定事業再編事業者である株式会社 |
| 効力発生日 | 特定期日等 |
| 吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所（第七百九十五条第三項に規定する場合にあっては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項） | 特定株式発行等をする旨並びに当該他の株式会社又は外国法人の商号又は名称及び住所 |